

【事案Ⅲ－4】自然災害共済金請求

・2025年6月30日 裁定終了

<事案の概要>

2023年の落雷によりガス給湯器が被害を受けたため、申立人が火災共済金を請求したところ、業者見積金額と被申立人の認定額の差が大きかったことを不服として、見積額全額の支払いを求めたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、落雷被害に対する共済金として、業者見積金額と見積書料の合計89万円を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

落雷によりガス給湯器に被害が発生し、被申立人に対し業者見積金額を共済金として請求したが、支払額は53万円になるとの回答がなされた。被申立人に再検討を要求したが、回答が変わらなかつたことに不服である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められないとの裁定を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

落雷により実際に被害にあったガス給湯器は、型式が古く修理不能であったため、申立人は新たな別のガス給湯器を設置し、業者見積書を被申立人に提出したが、その価格は市場の実勢価格とは余りに大きく離れたものであったため、市場価格の平均値に修正し、これに部品代や工事費等を加算した上、特約による臨時費用を加算し、支払共済金額合計53万円を提案したものである。

<裁定の概要>

「申立人の請求は認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

申立人が主張する業者見積金額を支払った領収書等の提出はなく、また、共済の対象の所在地において本件落雷被害があった当時、取替給湯器を定価でしか購入できなかったとか、平均市場価格では到底購入できなかつたといった事情をうかがわせる資料は見当たらない。よって、被申立人が、被害に遭った給湯器の再取得価額を取替給湯器の平均市場価格相当額と査定し、これに部品代や工事費等を加算した共済金額には合理性がある。